

南部町・南部川村合併協議会行政調整会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南部町・南部川村合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会(以下「協議会」という。)に置く行政調整会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 行政調整会議は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整等を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、南部町と南部川村の合併に必要な事項について、協議又は調整等を行うものとする。

(組織)

第3条 行政調整会議は、南部町と南部川村の助役、収入役、教育長及び課長等の職にある者及び合併担当職員をもって構成する。

(役員)

第4条 行政調整会議に委員長及び副委員長を置き、助役の職にある者のうちから互選により選任する。

(職務)

第5条 委員長は、行政調整会議を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 行政調整会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第7条 行政調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、第3条第1項の助役、収入役、教育長及び総務課長をもって構成する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、行政調整会議の委員長及び副委員長がこれを兼ねる。

4 幹事会は、協議会への提案事項その他必要な事項について協議又は調整を行うものとする。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(専門部会及び担当者会)

第8条 行政調整会議には、必要に応じて専門部会及び担当者会を置くことができる。

(関係者等の出席)

第9条 行政調整会議及び幹事会は、必要に応じて学識経験者、県職員、南部町と南部川村の職員等に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は助言を求めるこ

とができる。

(報告)

第10条 委員長は、行政調整会議の協議及び調整の経過等について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第11条 行政調整会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年11月12日から施行する。